

四天王寺大学・四天王寺大学短期大学部GPA制度に関する規程

(目 的)

第 1 条 この規程は、四天王寺大学（以下「大学」という。）および四天王寺大学短期大学部（以下「短期大学部」という。）におけるGrade Point Average（履修登録科目の成績平均値。以下「GPA」という。）を算出する制度を定めることにより、学生の学習意欲を高めるとともに、適切な修学指導に資することを目的とする。

(G P)

第 2 条 Grade Point（以下「GP」という。）は、大学および短期大学部においては単位の修得および試験に関する規程第 1 2 条に定める成績評価に基づき、次の通りとする。

評価	秀	優	良	可	不合格
GP	4	3	2	1	0

(GPAの種類と計算方法)

第 3 条 GPAとは、履修登録した授業科目のGPに当該科目の単位数を乗じた値を履修した全科目について総計し、その値を履修登録した総単位数で除して算出する平均値をいう。

2 GPAの算定対象となる授業科目は、次の各号に掲げるものを除外した授業科目とする。なお、不合格（GP＝0）の判定を得た場合、当該GPおよびその学修に費やした単位数はGPA算定対象に含むものとする。

- (1) 認定科目（素点や5段階の評価を行わず、単位修得を認定した授業科目）
- (2) 評価が未確定または保留の授業科目

3 再試験、追試験または再受験が発生した場合、当該科目については再試験、追試験または再受験で得た成績評価をGPA算定対象とする。

4 GPAは2項および3項に規定するGPA算定対象科目について、当該学期における学修の状況および成果を示す指標としての「学期GPA」、当該年度における学修の状況および成果を示す指標としての「年度GPA」および在学中の全期間における指標としての「累積GPA」に区分する。各区分の定める方法により計算し、小数点第3位を四捨五入し、小数点第2位までの値とする。

GPAの計算式

学期GPA＝（当該学期の履修登録科目のGP×当該科目の単位数）の合計
／当該学期の履修登録総単位数

年度GPA＝（当該年度の履修登録科目のGP×当該科目の単位数）の
合計／当該年度の履修登録総単位数

累積GPA＝（在学全期間の履修登録科目のGP×当該科目の単位数）の合
計／在学全期間の履修登録総単位数

(不合格科目の再履修の取扱い)

第 4 条 再履修により単位を修得した授業科目については、再履修によって得た成績評価と単位数をGPA算定に算入するものとする。なお、当該科目について過去に得た成績評価および単位数はGPA算定から除外しない。

(退学勧告)

第 5 条 大学は4学期連続して学期GPAが1.00未満、短期大学部は2学期連続して学期GPAが1.00未満の者には、学修・学生生活に対する助言指導を行い、学業続行の見込みがないと判断される場合、退学勧告を行う。手続等運用に関し

ては別に定める。

- 2 前項の規定にかかわらず、特別な事情がある者には、退学勧告を行わない場合がある。

(所管部署)

第 6 条 この規程に関する事務は、教務部が所管する。

附 則

- 1 この規程は、平成 30 年 4 月 1 日より施行し、平成 20 年度以降の入学生から適用する。
- 2 この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から一部改正し施行する。ただし、平成 30 年度以前の入学生については、第 5 条の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 この規程は、令和元年 7 月 1 日から一部改正し施行する。